

「安全安心なまちづくりの日」について

平成17年12月20日
犯罪対策閣僚会議決定
平成27年12月8日
一部改正

犯罪に強い社会の実現のため、安全安心なまちづくりを推進する気運を全国的に波及・向上させ、国民の意識と理解を深めることを目的として、「安全安心なまちづくりの日」を設ける。

「安全安心なまちづくりの日」は毎年10月11日とし、その前後の期間において、国民各層の幅広い参加を得た取組を集中的に推進する。